

## 第 62 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

平成 28 年 11 月 8 日（火） 午後 1 時から午後 4 時 15 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 11-2 岩手県公会堂 21 号室

### 3 出席者

【委員（8名） 敬称略・五十音順】

石川 奈緒

久保田 多余子

佐藤 久美子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

鷹觜 紅子

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

参事兼県民くらしの安全課総括課長 田中 耕平

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 藤村 朗

自然保護課 自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

日立造船株式会社

三菱商事パワー株式会社

### 4 議事

（冒頭、事務局が新委員 2 名の紹介を行ったのち、委員 14 名中 8 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

#### （1）会長の選出について

由井正敏委員が会長に選出されました。

#### （2）会長職務代理者の指名について

平塚明委員が職務代理者に指名されました。

(3) 「(仮称) 稲庭岳風力発電事業計画段階環境配慮書」

[会長]

それでは、議事の三番目、「(仮称) 稲庭岳風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(日立造船株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から説明をお願いいたします、30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい、それでは、一通り希少種以外の部分について、ご説明いただきました。希少種に関することについては、後で審査会を非公開にして質疑を行います。ただ今ご説明いただいた部分、委員の皆様からのご質問に対する回答等につきまして、まず質問がありましたら提出してください。配慮書に対する知事意見を作成するための意見については、後で拝聴しますので、とりあえずは、今ご説明いただいた点についての疑問点や、まだ回答が不十分であるとか、質問の部分について、お願いいたします。ただし、厳密に区別しにくい、質問の中に含まれる意見もありますので、あまり神経質に考えなくても構いません。

[鷹嘴委員]

確認したい部分があるのでありますが、今回の事業実施想定区域は、これまでに出てきた他の事業者の事業実施想定区域と重なっている部分があるようですが、その点については、重なっていても、よろしいのでしょうか。

[事務局]

事務局といたしましては、同一区域で複数の事業が計画され、それぞれの計画について、事業者が環境アセス手続の申請をしていくことについては、特に問題が無いとは考えていますが、ただし、やはり順番というものがございまして、先に方法書の段階に入っているものが既に2事業あり、そちらが先行計画というイメージを持っておりますので、それらの事業計画について、事業者同士で調整や、情報交換をする必要はあるのではと思っております。それがどのように反映されるのかといったことについては、配慮書段階では難しいとは思

ますが、今後の段階で見えてくるのではないかと思いますし、先行計画があるということを委員の皆様にご覚悟いただいていることが重要であると考えており、事務局において、事業者に対し、特に何かお示ししているということはありません。

[会長]

はい、平塚委員。

[平塚委員]

関連してですが、ご存知かもしれないですが、最近、北海道の道北7風力発電というものに対し、9月に環境省が条件付きで容認というものがりましたが、これが7つの事業の場所がかなり集中して、全部で271基、合計出力が80万kwという大規模なものなのですが、それに対して、かなり厳しい意見が出されています。

今回のご意見の中にあるような、企業局の事業については規模も小さいですし、3基しかないわけですが、「稲庭田子風力発電事業」が11万kwで37基、「稲庭風力発電事業」が13万8千kwで60基で、これらも含めて全部足すと160基で、43万kwということになりますので、先ほどの事務局からの話にもありましたが、意見なのですが、地図に示してもらいたいと思います。

というのは、以前に、「稲庭田子」か「稲庭」のどちらかの事業の方法書の中に、もう一つの事業の風車の配置図まで入れて、「今後検討します」というような説明がされており、非常に好感が持てました。

先ほど申し上げた北海道のもの比べると、確かに規模は、合計しても小さいですが、面積当たりの集約度で言うと、こちらの方がずっと高いと思います。

なので、これを無視して議論していくことは、むしろ不自然だと思いますので、今後は外の事業計画についても、地図に入れてもらいたいと思います。

しょうがないので、自分でそれぞれの事業の図を重ねて、しげしげと眺めましたが、是非、お願いします。

[会長]

事務局からも説明がありましたが、出てきた案件については、この審査会で審査するというのが取決めですので、粛々と審査を致しますが、最終的に準備書段階まで進んだ時に、もしも中身がダブっていると、ちょっと審査のしょうがないですよ、やはり。

事業実施想定区域の一部は、国有林にかかっていると思いますが、今回の案件では、国有林には全くかぶっていないですか。

[事業者]

先ほど事業概要のところでご説明させていただきましたが、基本的には、牧野に風車を立てる計画でございます。ですので、国有林は、なるべく避ける形で考えております。

ただし、風車を建てる際に、取付道路等で一部国有林を使う可能性が無きにしもあらずといったところですよ。

[会長]

なるほど、分かりました。

国有林にかかる所がありますと、国有林側の対応としては、同じところに二つの事業が入る場合には、準備書が早く届いた方が勝ちだという話があります。

今ご説明いただいたとおり、国有林は、一時的に借用する程度ということであれば、その辺の問題は無いと思います。

むしろ、別の事業者の方が、国有林との関係を整理しなければならないということになると思いますが、今回の説明にもありましたが、民有林の緑の回廊には、かかっているのですよね。

そこに牧野があるかどうかです。牧野はありますか。

[事業者]

ございます。

[会長]

ありますね。

[事業者]

はい。

[会長]

これについては、各自治体が設定していると思いますので、自治体との協議になりますよね。

いずれにしても、民有林、牧野を主体に、風車の位置そのものがダブってくると思っていますので、環境影響評価の調査を行う手間暇もそうですし、それから、県から出発して、環境省、経産省と進む審査の過程においても、早めに風車の位置を調整して決定して頂かないと、なかなか審査そのものが難しいですよ。

それぞれの会社の経営上の問題もあるでしょうから、ここでは正式には言えないでしょうけれども、出来るだけ早く整理して成案を出して頂いた方が、皆が助かると思いますので、よろしく願いいたします。

はい、それでは他の部分でありますか。

[鈴木委員]

8番の事前質問に関連した質問です。本編の3-65、66の図についてなのですが、3-65ページの図で、白樺野の北西にある植生自然度9になっているところが、左の現存植生図だと、ベージュ色といいますか、白っぽい茶色で塗られているのですが、これが凡例だと何群落にあたるのかわからないので、教えて頂きたいというのが一つです。

全体的にこの植生図は色が非常に似通ってしまっていて、凡例でどれにあたるのかが、判別しづらいので、要望としましては、番号をつけるとか、記号をつけるとかで区別して頂きたいと思います。

それと、この植生自然度9とか、8のあたりについて、現在、どのような植生状態にあるのか、何らかの情報を得られているのかどうかを教えて下さい。

[事業者]

白樺野の左側の部分のことだと思いますが、確かにちょっと読み取りにくいです。おそらく、ヤナギ低木群落あたりかと思っておりましたが、すぐお答えすることが出来かねるところです。

方法書の作成にあたりましては、ご意見を頂いた通り、番号または、記号等をつけるなどして、もう少しわかりやすい、もしくは、もう少ししめりはりのある色を使うなどして、図を見やすく工夫させて頂ければと思っております。

あと、植生の情報についてということですが、まだ、現地調査の方は、全く入っておりませんので、現時点では、把握しかねているところがございます。

[鈴木委員]

わかりました。ありがとうございます。

[会長]

今の白樺野とか、非火山性高原などがあるのですが、先ほどの説明だと、そこが草原で、景観が良いということですよ。ただ、その近くで、風車が3台建っているわけですし、非火山性高原というのは、地形のことをいうのですよね。昔は多分、森林だったと思うのですが、今はそこは草原だと思います。

だから、表面を加工するのは構わないのではないかと思います。地形の非火山性高原の土台を削るといふか、改変するのはいけないという意味でしょうか。

この重要な地形の保全の意味、内容、これは何かわかりますか。

[事業者]

確かに仰るとおりで、予測評価の部分に書かせて頂いた通り、既に改変が進んでいたり、高曲原の部分には、風力発電機が建っていたり、道路が走っていたりということもございますので、地形を改変することが、そのまま悪いのかというところで、準備書での予測評価の部分の書き方については、これから検討することになると思っております。

これは、あくまで自然環境情報図の中で挙げられている現地の地形及び地質について、重要であると判断をしているものなので、今後、準備書の書き方については、検討させて頂ければと思っております。

[会長]

全国でも同じような事例があると思しますので、そこではどういう質疑が行われて、どう対応したのか調べて、それを参考に、方法書か準備書に書いてもらえればわかりやすいですけどね。

それから、もう一つ、稲庭岳キャンプ場について、13番の質問への回答で、直接改変が行われないと答えているのですが、私の質問の中身は、キャンプ場があるので、多分、人が泊まるでしょう。昼も寝ている人いるかもしれないですけども。

そうすると、その泊まっている人、そこに一晩以上いる人への風車騒音の影響というのは、考慮すべき問題なのかどうか。

もし、影響があるとすれば、やはり回避しなければならないのですが、その辺が、単なる直

接改変ではなく、風車騒音が、泊まる人へ与える影響というのは考えるべきかどうかという知見が、何かありましたら、お願いします。

[事業者]

一般的に騒音の影響というのは、乖離性に関係する内容になってまいりますので、考慮する必要があるのではないかと考えております。

詳細な調査、予測及び評価の手法等は、方法書で検討していくことになると思いますけれども、宿泊を伴い、静寂性を求められる施設なのであれば、騒音について、検討していかなければと考えております。

静寂性を要求されるかどうかということが、一番重要な部分だと思っております。

[会長]

そうですね。

これも、他の事例、風車の近くに、別荘地や一時的に泊まる宿泊施設、ロッジとかがあるところもあると思うので、そういうところで、どういうふうに処置したのか、知見をいつかお聞かせ願いたいと思います。

あと、3-151 ページに、農振地域の図があるのですが、これは、多分牧野になっていて、ここに主に風車が建つのではないと思うのですが、その牧野ないし、農振地域は、許認可としては、現状で簡単に降りるのでしたか。

[事業者]

簡単かどうかは分かりませんが、確か、自治体と協議させて頂いて、その手続を経る必要があると認識しております。

その手続が、簡単か難しいといったことは、現時点では、何とも言えないところでございます。

[会長]

市町村ですね。そこで、農振地域だと思うけれども、農村漁村再生可能エネルギー法に基づいて、市町村と何らかの協定を結べば、許認可が下りやすいというシステムがあるのですよね。その活用が可能かどうかは検討した方が良いでしょうね。

いずれ、ここは、後で出る稀少種の方では、大物はあまりいないと思いますので、出来れば牧野に作って、大事な森林の方は守るように、そういうことにしたほうが良いと思います。

農振法やらの規制を、早くクリアした方が良いでしょうね。どういう良い方法があるのかは、検討して頂きたいと思います。

他に質問よろしいですか。はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

3-84 ページですけれども、主要な眺望点という表がありまして、ここに稲庭岳、それから、高曲原、これらは、区分でいうと、近景となっているのですけれども、これは、正に、事業想定区域内にあるのではないと思うのですが、近景であるとか、遠景であるとかに区分されて

いるわけですが、その視点場というのは、どこでとらえているのでしょうか。

[事業者]

区分としては、3-84 ページの、一番下の注意書きに書いてある通り、事業想定区域より 1km 以内を近景、1~5 km 以内を中景、5 km 超を遠景としていまして、事業実施区域内は、近景と整理させて頂きました。

その場合には、事業実施区域のどこにでも建つ可能性があるということで予測評価していますので、例えば、稲庭岳、稲庭高原の直近に建った場合は、そこが視点場となるというふうに考えております。

[鷹嘴委員]

やはり、この区分が、稲庭岳とか、高曲原については無理があるのではないかと思います。

それから、配置計画については、まだ考えていないということでしたけれども、配置された時に、かなり、仰角が大きくなるという可能性も出てきますよね。ですから、その辺の所も、今後の配置計画で十分考慮して頂きたいと思います。

それから、あともう一つ質問なのですが、3-98 ページと 3-110 ページのところに、土地利用の状況と、住宅の分布状況が書かれているわけですが、まず、3-10 ページの住宅の分布状況というのは、せっかく調べて頂いているのに、川の青と、住宅の青が重なっていてよくわからないので、これを明確にして頂きたいのと、それから、3-98 ページの土地利用の状況ですが、事業想定区域内には、建物用地は入っていないですか。

[事業者]

これは多分、田んぼになります。

[鷹嘴委員]

わかりました。ちょっと分かりにくいですね。

[事業者]

ご指摘ありがとうございます。3-98 の土地利用の状況、住宅の色は、その他にも色々と使っておりますので、こちらも、方法書で改善したいと思います。

[会長]

では、一般事項はよろしいですか。

では、知事意見形成のための、配慮書に対する追加の意見等ありましたらお願いします。

[平塚委員]

さっきの質疑応答で気になったのですが、4-30 の部分なのですが、モデル事業を実施していらっしゃるんですよね。アセスメント基礎情報整備モデルという事業ですけど。

植生調査はまだと仰いましたけど、これの 27 年度の事業の中身というのは何ですか。

いわゆる、前倒し調査というのをやっているかと解釈してよろしいのでしょうか。

[事業者]

平成 27 年度のモデル事業はやっているのですが、環境省から、配慮書段階で得られる情報というのは、限られていまして、あまり細かいデータは、まだ頂いていない状態にあります。これから手続きが進んでいくと、環境省から、きちんとしたデータを頂くことが出来ますので、配慮書以降に反映していきたいと思います。

[平塚委員]

環境省から貰うのですか。

[事業者]

そうなります。

[平塚委員]

では、ご自身による調査はその後、これからですか。

[事業者]

そうですね、並行になりますけども、環境省からデータを貰い、事業者側でも調査を同時にやっていくということになります。

[平塚委員]

そうですか。わかりました。

[会長]

他にございますか。

[島田委員]

意見になりますが、今、色々質疑が出ていて、大体、牧野を中心に建てるということで、3-151を先ほど見ましたが、ここの図で、緑色になっている地域が中心になるのかなと思います。

土地利用図を見ても、やはり、牧野が中心ということであれば、稲庭岳の、主に東の方になるのかなと思います。

事前意見で出したのですが、稲庭岳の西側は、緑の回廊になっていますし、自然植生度が高いので、どうも、今の計画を聞いていると、あえて稲庭岳の西側を事業実施区域内に入れておく必要が見られないのですね。もちろん、詳細な設置位置が示されていないので分からないのですが、ですので、今後、検討していくにあたっては、そちらの地域を、出来るだけ外して頂くのがいいのではないかと思います。

[会長]

方法書段階で絞り込めればいいですね。

他にございますか、はい、どうぞ。



[佐藤委員]

配慮書の、最後の総合評価の記述では、その前のところでは、砂防指定地とか、緑の回廊について書いておきながら、総合評価のところでは、全く触れられていないので、それについても、しっかり方法書では書いて頂きたいという要望です。

それから、先ほど、平塚委員からもありましたように、先行している他の事業がありますので、複合の影響というのもあると思いますし、もし折り合ってやっていけるのであれば、例えば、送電線とか、色々な所で共通で出来るところがあるのであれば、共通の影響を軽減することも出来ると思いますし、その辺、一緒にやっていける部分があるのか、それとも本当に別々でやっていくのか、方法書では、もう少し詳しく、先行の事業のことも書いて頂きたいと思います。

このペースでいくと、こちらの事業の方法書が出るときには、「稲庭田子」あたりは、準備書がもう出るかもしれません。しっかりと、その辺の影響も書いて頂きたいと思います。

[会長]

方法書、準備書で反映して頂きたいということですね。  
他に、よろしいですか。

(他の委員から意見、質問なし)

[会長]

それでは、一度ここで傍聴者には退席していただいて、一旦会議を非公開にして行いたいと思います。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、全体を通じまして、まだ何かご意見がありましたら、お願いします。

アセス審査の制度上、出てきた案件を審査するというので、今日も進めておりますけども、最初にも論議がありましたように、他社の同じ事業も同じ地域にかぶって進んでおりますので、累積影響を評価をする、あるいは回避するためにも、出来るだけ早く事業者間調整をお願いしたいと思います。

それが、うまく知事意見に入るのかどうかは、よく分かりませんが、先ほども申し上げた通り、お互いに、事業への影響の回避、それから、事業の進展のためにも、早く調整した方がよろしいと思いますので、そこら辺は、企業努力でお願い致します。

では、他によろしいですか。

[会長]

それでは、以上をもちまして、この案件の審議を終了致します。事務局においては、これまでの各委員からの意見を踏まえて「(仮称) 稲庭岳風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する知事意見の作成をお願い致します。

以上で、「(仮称) 稲庭岳風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議を終了します。  
事業者の方はご苦労様でした。

[会長]

それでは、14時35分まで休憩に入ります。

(4) 「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価準備書」

[会長]

それでは、議事の四番目、「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価準備書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(三菱商事パワー株式会社)から、準備書の概要等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。  
それでは、事業者から説明をお願いいたします。30分程度でよろしくをお願いします。

[事業者]

(事業者から、準備書の概要等について説明がありました。)

[会長]

はい。どうもありがとうございました。稀少種については、コウモリについて、一部質問が出ておりますけども、コウモリは密猟等の可能性がほぼないので、非公開ではなくて公開の場で論議したいと思います。それ以外で稀少種に関する追加の質問がございましたら、非公開で論議したいと思います。それでは、稀少種は除いて、ただ今の説明に関しまして、再質問があればお願いします。

最初に私の方から、先に二つ聞いておきたいことがあります。

まず、準備書を経て、事業者は評価書段階に進みますよね。評価書は、いつ頃出される予定か決めていますか。おおよそでいいです。前倒し調査実証事業の対象事業でしょうから、それとの関連もあるでしょう。

[事業者]

平成 29 年頃を予定しております。

[会長]

はい。まあ来年の 1 月までは、あと 2 ヶ月しかないですけどね。

ただ、コウモリは、追加調査をされるということが書いてあるので、島田委員の質問にもありますけど、繁殖後期の調査というところと少し遅れるのですが、それは、本来やった方が望ましいのですので、評価書から施行に至る過程で対応出来るものがあれば、対応するという事になります。

コウモリについては、また後で論議します。

もう一つは、本編の 2 分の 1 の方の 6 ページですけども、ここに事業実施区域があります。

法令等の制約を受ける場所の状況となっていますけども、そこに、かつて、方法書段階で審査した時の事業区域、南の方の赤い点線の部分が見えておりますけども、今回の準備書ではここが抜けております。後は最初の質問にありました、北東部の南半分がないというのは、これからどうするのかは未定であるということなので、そこは分かりましたけど、この最南端の方を削除した理由は、もう既にどこかで説明されていますか。

[事業者]

改めて説明させていただきます。この西側の南端を削除した理由につきましては、この南端のところ、保全区分 B にかかっているということもございまして、あとは、風況観測の結果、こちらの場所の風況があまりよろしくないということで、対象事業実施区域からは外させていただきました。

[会長]

そうですか。

そうしますと、当初予定していた総発電キロワットですとか、台数はその分減ったということですか。

[事業者]

当初、配慮書段階では 60 基程度と記載していたと思うのですが、それから 12 基程度減る予定です。

[会長]

減った結果 48 基ということですね。そういうことですか、わかりました。

それでは、まず質問された皆様から再質問等ありましたら、コウモリを含めて一般的事項についてお願いします。

はい、佐藤委員。

[佐藤委員]

2 点あるのですが、1 つは、9 番で出している私の質問に対して、全部答えて頂いていな

いのかなと思います。回答が書かれているのですが、結局、この部分の具体的な用途は何かということは、一言も書いて頂いていないので、そこをもう一度聞きたいと思います。

それから、残土について色々質問や意見を書いたのですが、ご回答を全部読んでいくと、結論的には、やっぱり残土処理量ゼロをにしたいからというような感じを拭き切れないというか、窪地であれば埋めていいのだというように考えている気がしてきます。

色々書きましたけども、要は、環境への影響を極力少なくするように考えて頂きたいという、この二点です。以上です。

[会長]

はい、お願いします。

[事業者]

1つ目の質問、9番の質問に対して、ご質問頂いているのに記載がありませんでした。申し訳ありませんでした。こちらの重なっている部分の具体的な用途は、現状では、こちらを改変する予定はございません。

その南側、ちょっと外れた箇所ですが、そこを風車のタワー、ナセル、ブレードの積み替え場所として予定しておりますけども、そちらは、保全区分Aの箇所とは重なってはおりません。

[佐藤委員]

つまり、その部分は、工事では、使いますけれども、実際に供用後は、そこは無しになるということですか。

[事業者]

地権者と、よくよく話し合っ決めていく予定ですが、現状では、積み替え場につきましては、草も自由に生えているような原野になっておりますので、もし、残土をそのままにしておくのであればということを、地権者と今後も協議して決めていきたいと思います。

[佐藤委員]

いずれにしろ、そこは、次の評価書には、詳しく書いて頂けるのでしょうか。

[事業者]

内部で相談して決めさせていただければと思います。

[佐藤委員]

そうですか。

今、問題にしているのは、123 ページのところですよ。

[会長]

一番北の区域ですね。

[佐藤委員]

はい。

対象事業実施区域内だけれど、風力発電機の設置対象外の所で、青い斜線になっているところの、左上というか、北西のところですか。そこが保全区分Aと重なっています。その話です。

[事業者]

図が見つらくて大変恐縮なのですが、この13ページにあります、残土置場とか既存の道路を拡幅している所ですとか、積み替え場所が非常に近郊に見えますけども、保全区分Aのところにはかかっておりません。

[佐藤委員]

けれども、青い斜線で対象事業実施区域と指定されているのは、何故なのかということなのですけども。

であれば、外してもいいのではないですか、という事なのですが。

わざわざAの所に対象実施区域ですよと、青い斜線を引いているのは、何故なのかということですか。

[事業者]

現時点で、まだ使う可能性が0とは言いきれない部分があるため、範囲に入れていたのですが、今後の調整で、なるべく使わないように変更する等して進めていきたいと思っています。

[佐藤委員]

はい。先ほども申しましたように、そこは、評価書できちんと言及して下さるのですね。

[事業者]

はい。そちらについては、評価書で言及したいと思っています。

[佐藤委員]

ありがとうございます。

[会長]

後は残土の処理ですね。

[事業者]

もう一つご質問頂いた、窪地であれば云々というところなのですが、先ほども積み替えの例として答えさせて頂いたのですが、地権者の皆様と調整をした上で、用途については決めていきたいと思っています。残土処理場とするのかも、決めていきたいと思っています。

現在、残土処理場として予定している箇所は、緩やかな傾斜地となっております、そちら

で牛の飼育のための餌を作っている地権者も結構多く見られます。そういったところは、傾斜地ですので、平にするなどして、餌が出来易いような環境を整備してあげるといったことも考えて、そこは地権者と話し合いで決めたいと思っております。

[佐藤委員]

ありがとうございます。

ただし、平にした方がいいというのは人間の都合なので、植物、環境に対しての、影響の方は出来れば鈴木委員の方から、少し話して頂ければなと思います。

私からは、以上にしたいと思えます。

[事業者]

もちろん、地権者と、環境の影響の方についても、我々も検討して、より良い方法を取っていきたいと思っております。

[会長]

はい、よろしいですか。

それでは、島田委員。

[島田委員]

コウモリについては、後で意見も言わせて頂きます。

まずは、質問ということで、事後調査に関して、準備書の1148ページに、事後調査計画がきちんと書かれているのは大変良いと思います。ただ、私も最近色々勉強したのですが、誰が調査してもいいという問題ではないらしいのですね。

ここに調査方法としては、調査員または、現地監視員による調査と書いてあるのですが、要するに現地監視員というのは、動物のプロではない方と理解してよろしいのでしょうか。

だとしたら多分、訓練された方法でやらないと、発見確率が非常に落ちるのではないかと懸念します。質問します。

[事業者]

ご指摘の点ですけれども、現地監視員は、専門家ではなくて、風車を定期的に見回っている方を想定しております。そういう方々には、事前にレクチャーして、どこを調査するかとか、痕跡の見つけ方、その辺は事前にレクチャーした上で実施することを予定しております。

[島田委員]

はい、わかりました。

[会長]

はい、他にございますか。

[会長]

では、他の委員の質問に関連して、私が追加で質問します。

7番の質問のチップのことですけれども、8番にも多分チップに関連することが載っていますけれども、希少動物の保護の観点からも、ヤードには、草や低木があまり生えない方が良いでしょう。だからチップを蒔いて欲しいのですよね。

最近、ユーロバットという、先ほどの案件でも出た、ヨーロッパのコウモリのマニュアルでも、コウモリを保護するためには出来るだけ森林には風車を建てないと。開けた所に建てた方が良いでしょうということで、要するに、そこに蛾が発生して舞い上がって、それをコウモリが取りに来るという構図なのですよね。

そうするとやはり、コウモリや、希少なその他の鳥についても、風車の周りに来ないようにするには、何らかの措置が必要で、それに一番いいのはチップだと思うのですよね。これを使うようにして欲しいと思います。これは構わないですよね。現場で作るのだから、どんどんチップにして、どんどん蒔けばいいわけですね。

簡単な話です。よろしいですね。

[事業者]

はい。

[会長]

それから、11番の質問の後の方で、これは専門外ですけれども、12番のすぐ上の説明で、経産省から森林等への浸透について「定性的予測をするように」と書いてあるのですけれども、何で経産省が定性的といったのかよく分かりませんがね。

水の土壌浸透度を測る機械は、もう簡単にありますよね。土壌浸透度測定装置を使えば、その場所は定量的に分かると。それを大事なところで何箇所かやれば、定性ではなく定量的にわかる筈なので、いずれ、水が勝手に消えるでしょうということでは駄目なので、測らなくてはならないと思います。だから、見た感じではなくて測って欲しいと思います。

浸透度について、何か専門の方はいますか。

[石川委員]

専門ではないですけど、先生が仰るように、至極簡単な方法ですので、定性的というのがどういう意味合いなのかがいまいちよくわからないのですが、浸透するようです、ではちょっと評価は出来ませんので、私も、やはりきちんと調査して頂けたらと思います。

[会長]

そうですね。

[久保田委員]

私も、森林浸透度を測ったりしていたのですけれども、確かに、表土が、下層植生とか、落葉落枝に覆われている場所では、かなりの浸透度がありますけれども、こういった工事車両が通ったりですとか、攪乱しているところでは、殆ど期待出来ないと思うのですけれども、土壌に

水をまいて、本当に下に覆水が出ないかどうか、もうちょっと詳しく調べて頂きたいなと思いました。

[会長]

はい。ではこの所はよろしくをお願いします。

[事業者]

現状では、定性的予測はしていないという状況になるのですが、やはり植生の状況等からも定性的な予測となりますので、ご提案頂いた様な浸透度測定装置についても、検討させて頂くなど、評価書にて改めて予測するように風力部会の専門の先生からも言われておりますので、手法について検討させて頂きたいと思います。

[会長]

お願いします。

[事業者]

もう一点補足で、改変した所の水はどうなるのかというお話ですが、そこは沈砂枡に集めて、そこから排出する形にします。直接流れ出ていかないように沈砂枡に集めて出すというような形をとっております。

[会長]

はい。では、他はよろしいですね。

コウモリの調査の方に戻るのですが、この風車のタワーやブレードの色は、結局どうなるのでしたか。

[事業者]

色につきましては、まだ未定です。

[会長]

準備書までいっているのだから、景観を評価するのにも必要ですよ。

景観のところに載っていないですか。白か、グレーか、青かと、色々最近はあるのですけれども。

[事業者]

色はグレーです。

[会長]

グレーですか。グレーだと多少いいのかもしれませんが。

コウモリは、色々な文献を読むと、白っぽい色だと、蛾がそれによってきて、次にコウモリがそれに寄って来るようです。だから、コウモリ対策だとグレーが良いと書いてあるのですよ。



ね。ただ、夜飛ぶ鳥から見ると、グレーだと真っ黒になってしまうので、避けようがないという気はしますけどね。そこはトレードオフの関係でちょっと難しいのですが、とりあえず、それはわかりました。

現在、コウモリについては、物凄く沢山、一般の方から意見が来ておりますよね。強烈にね。結構ダブっているのがありますけども、事業者回答は、とりあえず、事後調査をやって、リスクが高いところは対策を検討するとなっているのですけれども、ヨーロッパでユーロバツというマニュアルがありますけども、まだ不完全で、完全にそのまま使えるというわけではないのですよね。

しかも、事後調査が主体ですので、事前に調査して予測するという手法が、まだないようです。私の鳥が衝突するモデルを使えば何とかかなりそうな気もしますが、コウモリの飛び方はかなりイレギュラーなので、中々予測も難しいと思います。だから、当面は、どのくらいの頻度で、丁度ブレードの回転するエリアを飛んでいるかを、風の速度と共に抑えておくというのが一番ですよね。

今度の追加調査でも、ナセルを中心とする高さの所を、どのくらいの頻度で飛んでいるかということを出きただけ推定出来る様にして欲しいのです。そうすると、ある程度、衝突のリスクを推定するのに使えるデータになると思いますし、これから多くの風車予定地では、コウモリについての調査を充実させる必要があると思います。ただ、解析法や、リスクの計算法は、まだ、未確定な所が多いので、研究しながら進めるということになるのですけどね。それに役立つデータを取って欲しいということです。

それから、既存の風車基地で、例えばこれはもう事後調査報告で出ているのですが、福島県下のある風車基地では、8月下旬に、30頭くらいのヒナコウモリとかが当たっているのですが、これは、全てではないですけど、その時巣立った幼獣ですね、幼獣は結構当たっている可能性があります。

そういうことから、最初は、コウモリが繁殖している、生息している期間全体を見なければいけない、けれど、段々解析する時期を絞って、衝突リスクが推定されるような方法を開発していき、そのためのデータを集めると。それから、既存の衝突の規模がどのくらいの規模で当たっているのかということに関する文献も集めておくと。そのような作業が大事になると思います。

今回は、非常に丁寧に、膨大な量のコウモリの調査データが、日本で初めてと思われませんが、アセス書に載ったわけです。これをベースに、各事業者、コンサルもデータを更に集める必要があります。その一つの基礎にはなったと思います。

ただし、やはり、肝心の7月～10月中旬までのデータが無かったので、そこはやはり、追加調査はして頂いて、もし多く飛んでいるのであれば、建てるまでに、何らかの対策を立てて欲しいですね。

それから、今度の場所は、必ずしも全部が牧野ではなくて、森林もありますよね。森林の上はコウモリが飛ぶという構図になっています。

ヨーロッパのユーロバツには、森林とか並木から、200m以内には、風車を建てないことと書いてあります。かなり厳しいのですが。

ここでは特に、ブナの自然林なんか周りにある可能性があるから、生息すると想定される地域の森林には出来るだけ建てないとか、そういう予防措置を講じるのが望ましいし、コウモ

リの衝突を防ぐ方法もいくつか提案されています。

島田委員もよく言及されていますが、カットイン風速とって、風速が7m、6m以下のときに、コウモリがよく飛んで蛾を捕るのですよね。それ以上風速が高くなると、風車は回るけど、コウモリはそもそもあまり飛ばない。だから、風車の回り始めのところ、危ない時期に、風車が、周りの風速が7m以上のところから回しだせば、当たる確率が非常に減ると思います。それは、既にユーロバツにも載っているけど、実験済みなのですよね。半分近くまで減る可能性もあります。

それからもう一つは、同時に、風車の回転を緩くするという方法が一つ。もう一つは、ブレードの傾き、ピッチというのですが、これを水平に近い方にもっていけば、それに当たるコウモリが少ないということも載っているのですよね。

それから、先ほど言った、ブレードタワーの色ですね。これを、蛾を引きつけない様な色にする。様々な方法があります。

それから、まだはっきり効くとは決まっていなくても、超音波発信機ですね。ウルトラソニックブームボックスというのが市販されていて、最大5割は衝突が減ると效能書きに書いてあるのですよね。ユーロバツには、まだ十分な実証データはない、と書いてあるのですが、効かないわけではないので、色々な方法を組み合わせて、衝突確率を下げる必要があるのですよね。

そういう意味で、今回の調査を通じて、危険性が高いと思われた所は、まず、事前にも予防的にそういう措置をやる、方法をセットする必要があるし、事後調査を経て衝突が多いところは、やはり、更なる保全対策の追加が必要であるということです。

あとは、まだ分からないことが、非常に多いということから、一生懸命調査をされた事業者が色々意見を言われて、一人で苦労するというのも大変なことなので、問題点がいっぱいあって、研究を進めなければいけないということですね。岩手は、特に、山岳地に近い、ブナ林が多い所に風車が沢山建ちますので、今後、国とか、大学などの研究機関に、コウモリと風車との関係について、研究を進めて頂けるように、ここから要望を出したいと思うのです。

事務局の方で、どうまとめるのかはお任せしますが、コウモリの風車に当たらない方法、あるいは、コウモリの生態について、渡りについても日本では殆どデータが分かっていないので、そういうことについて、研究を進めて欲しいと思います。森林総研でやられてもいいのですよ。そういうことがあれば、国の研究機関も動き易いと思いますので、これは、事務局よろしいですかね。ぜひよろしくお願いします。皆さんもよろしいですか。では、要望を出すということで。

他に、一般部分で何かご質問、ご意見ありますか。

[島田委員]

重ねる形になりますが、大体会長が言われた通りなのですが、まず、コメントとしては、今まで少々定点観測をして下さいと色々な事業に対して要望してきましたが、初めて配慮して頂けたということは、調査期間が短い、とか色々指摘はされていますけども、その点は大変評価したいと思っております。

それで、更にとということになるのですが、事後調査も、このようにマニュアルが出来ている形でやるのならいいのですが、やはり、先ほどユーロバツとか、色々な海外のガイドラ

インを見ると、私は、今まで2週間に1回というふうに言ってきたのですが、やはり、1週間に1回でないと厳しいというガイドラインが結構出ているのですよね。ですので、特に危ない時期に関しては、そのくらいの頻度で出来るようにして頂ければというふうに思います。

それで、実際に当たって、何らかの対応が必要になった場合は、今会長が言われていたように、現実的な対応策としては、今現在出来る、当たった後の対応策というのは、もう止めるしかないと思うのですよね。若しくは、カットインスピードを上げるかです。なので、それも事後調査の計画と、1148ページに明らかになった場合の方針として、効果的な環境保全措置を講じると書いてあるのですが、そこを、一步踏み込んで、一時的なタービンの停止を含む効果的な環境保全措置を講じることとする等と書いて頂いた方がいいのではないかと思います。

このように沢山の意見を頂いていて、それはそれだけ多くの人が見ているということで、事業者も、そして私達も真摯に受け止めなければならないと考えます。なので、そこまで書いて頂けたらと思います。

最後に、もう一つですけれども、こちらの事業者さんの準備書や評価書、あるいは事後調査の公開の方針というのは、どのようになっているのかをお聞きしたいです。評価書とかに関しても、縦覧の時期だけは公開するけれども、その後、公開を止めてしまう事業者は多いと思いますけれども、公開できる部分は、ぜひ、ずっと公開して頂けないかどうか。

後は、もちろん、事後調査の結果も、ホームページで公開して頂きたい。それは、御社の事業だけではなくて、そのデータを誰もがみれることによって、変な勘繰りがなくなりますし、今後の対応策を考えていく上で、非常に重要な知見になると思うのですよね。中々、今回のこのような貴重なデータが、私達だけしか見ていないというのは、非常に残念なことです、そのような対応も取って頂けたらと思います。

最後に質問になりますが、評価書等の公開の方針について、教えて頂ければと思います。

[会長]

事後調査報告ですね。

[島田委員]

事後調査です。

[事業者]

基本的には、法に乗っ取った期間で公開する予定ではありますけれども、必要に応じて、要望があれば、公開も検討したいと思いますし、その辺りについては、協議して検討したいと思います。

[会長]

事務局の方で、事後報告書が出てきた場合に、国のアセスの文書であれば、それは縦覧で公開するのですか。

[事務局]

制度上は一定期間、他の図書と同じように縦覧されることにはなります。

ただし、その期間が終わった後については、他の図書もそうですけども、大体の事業者さんは、その期間が終われば公開は止めるというのが、実際のところだと思いますし、あとは、事後調査の報告書に関しては、関係する県や国といった機関の意見の提出など、そういうことに関しては事例があまりないものですから、そういったことに関しては課題があるということで、今後、検討を進めていかなければならない部分だと認識しております。

[会長]

準備書までは、インターネット上に出る案件が多くなっていますよね。

事後調査報告書も、一応、インターネットで出るのでよね。ただ、ダウンロードが出来ないから写真を撮るとか、そういうことですかね。ただ、それを使って論文を書くとかは、やはり著作権者の許可が要りますからね。当面は、そういう扱いになりますよね。

ただ、せっかくのデータは、今島田委員が言ったようにもったいないので、いずれ風力発電協会とか、しかるべきところに蓄積して、正確な評価が出来るようにするというのが、最も望ましいし、風力発電の展開にも良い事だと思います。そういう方向でも是非努力して頂きたいと思います。

では、一般部分よろしいですか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

では、一般部分を一旦締めまして、次に、希少野生動植物について、追加で質問がありましたら、一回非公開にします。

(事務局が、傍聴者を室外へ誘導しました。)

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、公開になりましたけども、一般部分の質問を含めて、追加等ございましたら、お願いします。

はい、鷹嘴委員。

[鷹嘴委員]

今日、配布された資料の No. 5 の中で、葛巻町長から、総括的事項の 1 の部分で、「事業計画そのものについての詳細な説明を町・町民に実施し十分な理解を得られた状態で事業を行うこと」となっているのですが、その後の資料で、どうしても説明会の方の出席者が非常に少ないような気がするのです。資料 No. 6 の 3 ページに、説明会が 9 月 12 日に開催された時が 8 名、それからその前の 2 ページのところには、縦覧者が 0 ということで、町民に対する説明というのは十分行われているのでしょうか。

[事業者]

町民への説明等々、葛巻町役場と相談させて頂いて、適切に認知をされるように検討したいと思います。環境アセスの準備書の説明会とは別に、直接的といいますか、風力発電機に近い所にお住まいの皆様には、直接説明の場を設ける等して、出来る限り理解頂ける様な形をとっていく予定ではございます。

[鷹嘴委員]

是非、そのようをお願いしたいと思います。

[会長]

是非、よろしく申し上げます。

それでは、他によろしいですね。

(他の委員からの意見・質問なし)

[会長]

それでは、これまで各委員が述べられた意見を審査会の意見とします。

事務局においては、これらを踏まえて本件準備書に関わる知事意見を作成されるようお願い致します。

以上をもちまして、「(仮称) 葛巻ウィンドファームプロジェクト環境影響評価準備書」に関わる審議を終了致します。事業者の方はご苦勞様でした。

予定の議題は以上ですが、その他事務局から、何か連絡事項等ありますでしょうか。

[事務局]

事務局からの連絡事項でございます。

まずは、委員の皆様、長時間に渡る審議、大変ありがとうございました。本日の皆様の意見を基に知事意見を作成させていただきますので、よろしくお願い致します。

それから、今後のスケジュールにつきまして簡単に説明をさせていただきますけども、次回の第63回技術審査会につきましては、以前にメールでお知らせしておりましたけれども、12月1日、木曜日に、公会堂の隣の、盛岡地区合同庁舎の8階の講堂Cで開催する予定でございます。

こちらにつきましては、正式な通知の方はまだ皆様にお送りしておりませんので、近日中に送らせていただきますので、出欠のご報告について、よろしくお願い致します。ちなみに、審査案件につきましては、現在、縦覧中の洋野風力発電事業配慮書になります。

それ以降につきましては、今回審査した案件と次回の案件を除きまして、まだ、手続中の事業がいくつかあり、委員の皆様から事前質問等を頂いておりましたけれども、これらの審査会を順次開催していく予定でございます。

新規の案件も、つい最近、配慮書を出したいという連絡がいくつかの事業者からありましたので、12月は縦覧期間に当たるため、審査会は開催出来ないのですけども、年明けから年度末にかけて、複数回審査会を開催する必要がありますので、また、ご負担をおかけすることになり、忙しい中で大変申し訳ございませんけども、引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ます。事務局からは以上でございます。

[会長]

では、他になければ本日の会議は終了致します。

[事務局]

下期も盛りだくさんではございますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、第 62 回県環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。